別添８

会員　各位

時間外労働等の上限規制の適用に関するアンケート調査の実施について

この度、労働基準監督署より標記内容につきまして、以下の通りアンケートの協力がありましたので、お忙しいところ恐縮ですがご協力いただきますようお願いいたします。

【 アンケート調査 】

働き方改革関連法の施行により、令和２年４月１日から中小企業に対し時間外労働の上限規制が適用されます。今般、この時間外労働の上限規制の適用に向けた準備状況についてご協力をお願いいたします。

Ｑ１　来年４月以降、法定労働時間（１日及び１週 40 時間（44 時間※））または法定休日（毎週少なくとも１回）を超える見込みがありますか？

Ａ１　　ある　　なし（アンケートは終了です）

※特例措置対象事業場として労働者数 10 人未満の商業、映画・演劇業（映画製作業を除く。）、保健衛生業及び接客娯楽業については、週 44 時間となっています。

Ｑ２　見込まれる時間外労働は、月 45 時間または年 360 時間を超えますか？

Ａ２　　超える　　超えない（アンケートは終了です）

Ｑ３　見込まれる時間外労働・休日労働は、単月 100 時間・複数月（２～６か月）平均 80 時間または年 720 時間を超えますか？

Ａ３　　超える（単月・複数月・年）　　超えない

Ｑ４　Ｑ３まで回答された方にお尋ねします。

問　これまでに労働時間制度に関する説明会に参加したことがありますか？

答　ある（労働局・労基署・働き方改革推進支援センター・その他）　　ない

問　時間外労働の上限規制について、得たい情報は何ですか？（複数回答可）

答・　法律の内容や自社が法律違反になるのかどうかの確認

・　時間外・休日労働に関する協定（36 協定）の締結の方法

・　時間外労働の削減、業務効率化に利用できる助成金やコンサルティング

・　同業他社の取組事例

・　その他（　　）

ご回答ありがとうございました。

〇月〇日までに、飯坂町商工会まで FAX（542-3569）にてご提出ください。

会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿